

事 調 第 117 号  
令和6年(2024年)4月10日

北海道開発局農業水産部農業設計課長  
北海道防衛局企画部周辺環境整備課長  
北海道土地改良事業団体連合会事業部長  
北海道土地開発公社総務部総務経理課長  
地方独立行政法人

北海道立総合研究機構農業研究本部長 様  
公益財団法人

北海道農業公社農村施設部設計審査課長  
一般社団法人

北海道農業土木協会事務局長  
一般社団法人

北海道農業建設協会事務局長

北海道農政部農村振興局  
事業調整課技術管理担当課長

土地改良事業等請負工事の積算基準等の一部改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり内容を一部改正し、下記の積算基準日より適用することとしたので通知します。

記

1 改正した通達

- 「土地改良事業等適用標準歩掛」の制定について（平成17年9月29日 事調第592号）
- 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用について（通知）（平成17年9月29日 事調第589号）

2 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和6年6月19日以降適用	令和6年8月21日以降適用

（設計積算係 内線 27-184）